

【健康保険被扶養者添付書類一覧表① 配偶者】

注) 扶養認定にあたり所定の書類だけで判断がつかない場合、別途追加書類をお願いすることがあります。

続柄	申請時の状況	提出書類	提出書類	書類入手先(参考)	
配偶者	収入なし 無収入(専業主婦(夫)・学生)	1. 世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)の写し 2. 非課税証明書(コピー不可) ※ 学生の場合は在学証明書または有効期限記載の学生証コピー		1. 2. 市区町村(発行日から3ヶ月以内のもの) ※ 学校より発行	
	収入あり	勤労者(パート・アルバイト)	1. 世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)の写し 2. 給与明細3ヶ月分コピー又は雇用契約書コピー 3. 給与額証明書(見込記入)	4. 従前健保喪失証明書コピー	1. 市区町村(発行日から3ヶ月以内のもの) 2. 4. 勤務先 3. 当組合ホームページ
		自営業・不動産・農業などの収入者 (雑収入・利子配当金・株式譲渡等の収入も含む。廃業者は事業廃止届コピー提出)	1. 世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)の写し 2. 所得証明書(コピー不可) 3. 直接的必要経費申告書	4. 確定申告書コピー及び収支内訳書または決算書コピー3年分 ※ 税務署の受付印または電子申請の場合は受付番号の記載必須	1. 2. 市区町村(発行日から3ヶ月以内のもの) 3. 当組合ホームページ 4. 税務署
		年金(恩給)受給者 (年金には国年・厚生・基金・遺族・障害年金等もすべて含まれます)	1. 世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの) 2. 年金振込通知書コピーまたは年金改定通知書コピー 3. 所得証明書(非課税証明書)(コピー不可)	▲ 恩給の場合は恩給証書コピー ※ 収入が年金(恩給)以外もある場合は、上記該当欄の必要書類を確認し、提出してください。これから年金を受給開始する場合は年金事務所発行の「年金見込額照会回答票」のコピーを提出	1. 3. 市区町村(発行日から3ヶ月以内のもの) 2. 日本年金機構(総務省人事・恩給局)より郵送
	退職した(雇用保険)	(1) 昨年または本年途中で退職者 <input type="checkbox"/> 失業給付を受給する (日額3,612円未満) 注) 障害者・60歳以上の方は5,000円未満	1. 世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)の写し 2. 雇用保険受給資格者証コピー(両面) 3. 離職票1及び2コピー 4. 従前健保喪失証明書コピー		1. 市区町村(発行日から3ヶ月以内のもの) 2. 公共職業安定所(ハローワーク) 3. 4. 退職された勤務先
		(2) 昨年または本年途中で退職者 <input type="checkbox"/> 失業給付を受給しない  (辞退者または加入期間不足の方)	1. 世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)の写し 2. 雇用保険失業給付に伴う誓約書1 3. 退職証明書コピー 4. 従前健保喪失証明書コピー	5. 雇用保険資格者資格喪失確認通知書コピー	1. 市区町村(発行日から3ヶ月以内のもの) 2. 当組合ホームページ 3. 4. 5. 退職された勤務先
		(3) 昨年または本年途中で退職者 <input type="checkbox"/> 給付制限期間のみ加入	1. 世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)の写し 2. 雇用保険失業給付に伴う誓約書2 3. 離職票1及び2コピー 4. 雇用保険受給資格者証コピー(両面)	5. 従前健保喪失証明書コピー	1. 市区町村(発行日から3ヶ月以内のもの) 2. 当組合ホームページ 3. 5. 退職された勤務先 4. 公共職業安定所(ハローワーク)
		(4) 昨年または本年途中で退職者 <input type="checkbox"/> 失業給付受給期間延長	1. 世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)の写し 2. 雇用保険失業給付に伴う誓約書3 3. 離職票1及び2コピー 4. 雇用保険受給期間延長通知書コピー	5. 従前健保喪失証明書コピー	1. 市区町村(発行日から3ヶ月以内のもの) 2. 当組合ホームページ 3. 5. 退職された勤務先 4. 公共職業安定所(ハローワーク)
		(5) 昨年または本年途中で退職者 <input type="checkbox"/> 雇用保険非加入者	1. 世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)の写し 2. 退職証明書コピー 3. 給与明細1ヶ月分コピー 4. 従前健保喪失証明書コピー	5. 雇用保険失業給付に伴う誓約書1	1. 市区町村(発行日から3ヶ月以内のもの) 2. 3. 4. 退職された勤務先 5. 当組合ホームページ
		失業給付受給終了者	1. 世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)の写し 2. 雇用保険受給資格者証コピー(両面) ※ 支給終了の記載があるもの		1. 市区町村(発行日から3ヶ月以内のもの) 2. 公共職業安定所(ハローワーク)

申請理由が下記に該当する場合は、追加で下記書類の提出が必要です。

	結婚	1. 婚姻日の分かる書類(結婚受理証明書など)		1. 市区町村(発行日から3ヶ月以内のもの)
	障害者	1. 障害者手帳のコピー		1. 市区町村
	外国人	1. 在留カードの両面コピー	(1年以上の長期滞在資格確認必須)	1. 入国時 または 入国管理局
	出産・傷病手当金・労災保険の給付金受給者	1. 保険給付支給決定通知書コピー (日額3,612円未満・60歳以上5,000円未満のみ受給中認定可)	【金額と給付期間が確認できるもの】	1. 従前健保 (労災保険は労働基準監督署)